

令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助金実施要領

(目的及び交付)

第1条 中小企業者の人材確保を図るため、中小企業者が実施する採用活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付する「山形県中小企業採用活動支援事業費補助金」に関して必要な事項は、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業の対象者)

第2条 補助事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 県が運営する「山形県就職情報サイト」を利用又は利用申請中であること。
- (3) 申請時点において、山形県中小企業採用活動支援事業費補助金の交付決定を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 前項において、中小企業者とは、以下①～③のいずれかに該当するものをいう。

- ① 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表で定める金額以下のもの又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに次の表で定める数以下のものであって、次の表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

② 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

③ その他知事が①又は②に準じると認めるもの

（補助対象事業の内容）

第3条 要綱第2条に規定する補助対象事業（以下「補助対象事業」という）の内容は、要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）魅力発信事業

① 採用ホームページ等新設・充実

補助事業者が、自社ホームページ等で職員採用のページを新規に開設又は既存の職員採用のページを充実させる事業並びに職員採用を目的としたパンフレット等を作成する事業

② 広報動画作成

補助事業者が、職員採用のための企業求人動画を作成する事業

③ 就活サイト等利用

補助事業者が、新規に就職活動情報サイト運営会社が提供するサービス等を利用又は利用を拡大する事業

④ インターンシップ新設・充実

補助事業者が、新規にインターンシップを実施又はオンライン型のインターンシップ導入等内容の充実を図る事業

（補助事業の選考基準）

第4条 補助対象事業の交付決定にあたっては、多数の申請があり補助金全体の予定金額を超過する見込みがあるときは次の基準を記載順に勘案し選考するものとする。

① 同一の対象者から複数の事業区分又は事業類型に申請があった場合においては、当該申請において最も申請金額が高い事業区分又は事業類型をもって選考の対象とし、当該選考の結果予定金額に残余が見込まれる場合には、次に申請金額が高い事業区分又は事業類型を選考対象とする。3番目以降に申請金額が高い事業区分又は事業類型についても同様の取り扱いとする。

② 対象者の新たな取組みを重点的に支援する観点から、新規事業の申請を拡充事業の申請よりも優先するものとする。

③ 採用者の勤務地について、採用時に県内へ配属することを必須とするものではないが、若年者等の県内定着・回帰を促進する観点から、事業計画において勤務地を県内としている申請を県外としている申請よりも優先するものとする。

- ④ より小規模な対象者を重点的に支援する観点から、常時雇用する従業員数の少ない企業からの申請を優先するものとする。

(その他必要となる事項)

第5条 その他助成事業の実施に関して、この要領に記載のない事項については、別に定める。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。